

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20190418製局第1号
平成31年4月24日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

競輪における大臣賞の交付について

上記については、今回別紙「特別競輪における大臣賞交付内規」のとおり改正しましたので、各関係者にその旨周知徹底するよう指導してください。

なお、平成25年4月1日付け20130321製局第12号「競輪における大臣賞の交付について」は、廃止します。

(別紙)

特別競輪における大臣賞交付内規

1. 大臣賞は、下記のG P及びG Iの優勝競走における優勝選手に対して交付する。

記

KEIRINグランプリ (G P)
読売新聞社杯全日本選抜競輪 (G I)
日本選手権競輪 (G I)
オールスター競輪 (G I)
朝日新聞社杯競輪祭 (G I)

2. 大臣賞交付の手続

施行者は、開催期日の少なくとも1月前までに大臣賞を授与しようとする競輪及び競走の種類、授賞者の区分を明らかにして所轄の経済産業局を經由して経済産業大臣宛てに申請するものとする。

製造産業局は、この内規の定めるところに従い、次の様式により大臣賞状を交付する。

3. 施行者は、当該競輪の終了後10日以内に受賞者の氏名を製造産業局に報告するものとする。

(様式)

賞 状

競走の種類、距離
優 勝

氏 名

あなたは〇〇〇主催〇〇〇〇〇競輪において特に優秀な成績を収められましたのでその栄誉をたたえこれを賞します。

年 月 日

経済産業大臣名

(注) 賞状文中〇〇〇主催には施行者名を〇〇〇〇〇競輪には次の例により記入すること

(例)

- (ア) 年度日本選手権競輪
- (イ) 第 回オールスター競輪